九三　国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバーン関係者等を指定する件の一部を改正する件　二八特5　一
〇外務省、文部科学省
一　海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する基本的な方針を変更した件　一三　三
〇財務省
三〇　政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示　六　三
三一　国債の発行等に関する省令第五条第十一項及び政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債及び政府短期証券の発行条件等を告示　六　三
三二　政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示　六　三
三三　国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示　六　四
三四　政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示　六　四
三五　国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示　六　五
三六―四四　国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示　一三29　九
四五―四七　国債の発行等に関する省令第六条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示　一三29　一五

四八―五〇　個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示　一三29　一七
五一　国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件　二八40　一六
五二　中華人民共和国産黒鉛電極について関税定率法第八条第八項及び第九項に規定する事実を推定することを決定した件　二八40　一六
一　〇財務省、農林水産省
株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件　二〇　三
二　農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利息を定める件の一部を改正する件　二〇　四
三　中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件の一部を改正する件　二〇　四
〇財務省、経済産業省
三　株式会社日本政策金融公庫法別表第一第十四号の下欄の規定に基づき、特定の中小企業者を対象とし、かつ、中小企業に関する重要な施策の目的に従って貸付けが行われる長期の資金として主務大臣が定めるものを定める件の一部を改正する告示　二八40　一六〇
〇文部科学省
三　大学設置基準第三十二条第四項の規定に基づく獣医学に関する学科の卒業の要件のうち専門教育科目の単位数の専門分野別の配分を廃止する件　三　三

四　産学官連携イノベーション創出事業費補助金（独創的革新技術開発研究提案公募制度）交付規則を廃止する件　七　四
五　公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針の一部を改正する件　二一35七四
六―八　重要無形文化財の保持者死亡による認定解除の件　二七　二
九　国立大学法人法第二十一条の九第二項の規定に基づき、同条第一項の承認をした国立大学法人を告示する件　二八　五
一〇　文部省所管の補助金等に関する事務を都道府県知事が行うこととなった件及び文部省所管の補助金等に関する事務を都道府県教育委員会が行うこととなった件の一部を改正する件　二八　五
〇厚生労働省
七　国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令第九条第四項第一号ロ(1)及び(2)の規定に基づき令和三年度、令和四年度及び令和五年度の全ての都道府県に係る年齢階層に属する被保険者に係る医療費指数算定基礎額の総額及び被保険者の総数として厚生労働大臣が定める額及び数を定める件　三　三
八　国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令第九条第五項第二号の規定に基づき令和七年度における全ての都道府県に係る被保険者一人当たりの所得額の見込額として厚生労働大臣が定める額を定める件　三　四

九　国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令第十条第三項第二号の規定に基づき令和七年度における全ての都道府県に係る被保険者一人当たりの所得額の見込額として厚生労働大臣が定める額を定める件　三　四
一〇　国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令第十一条第三項第二号の規定に基づき令和七年度における全ての都道府県に係る介護納付金賦課被保険者一人当たりの所得額の見込額として厚生労働大臣が定める額を定める件　三　四
一一　労働安全衛生法の規定により登録性能検査機関の代表者の氏名を変更した件　三　四
一二―一三　労働安全衛生法の規定により登録性能検査機関の事務所の名称を変更した件　四　四
一四　厚生労働大臣が定める手数料の額の一部を改正する件　四　五
一五　令和七年度技能検定実施計画を定める件　四22　七
一六　検疫法施行令別表第三の規定に基づき厚生労働大臣が指定する陸域の地域の一部を改正する件　六　四
一七　検疫法第八条第四項の規定による検疫区域の一部を改正する件　六　四
一八　労働保険の保険料の徴収等に関する法律第十二条第五項の規定に基づき失業等給付費等充当徴収保険率を変更する件　六　四
一九　労働保険の保険料の徴収等に関する法律第十二条第八項の規定に基づき育児休業給付費充当徴収保険率を変更する件　七　四